介保 第 50 号 令 和 2 年 4 月 2 7 日

高齢者福祉施設の管理者様

奈良県医療·介護保険局介護保険課長 (公 印 省 略)

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(令和2年3月6日付事務連絡)」及び「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(令和2年4月7日付事務連絡)」に関するQ&A(その2)について

新型コロナウイルスの対応にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

社会福祉施設等において感染が疑われる者が発生した場合における留意事項について、

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」(令和2年3月6日付厚生 労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)及び「社会福祉施設等における感染拡大防止 のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほ か連名事務連絡)で示されたところですが、今般、特にご質問の多い事項について 別紙の とおりQ&A(その2)としてとりまとめられましたので周知します。

なお、貴施設において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、最寄りの保健所 に連絡すると共に県介護保険課に対してご連絡くださいますよう重ねてお願いします。

施設整備係

TEL:0742-27-8534

介護事業係

TEL:0742-27-8532